

こんなときどうする?!

知的財産アドバイス

連載 第47回

この連載では、印刷会社の業務で起こりうる、知的財産に関するトラブル・疑問とその注意点について、関係する知的財産に関する法律を交えて紹介・解説していきます。

「共同著作物」と「著作権の共有」に関する注意点

相談内容 得意先から『ボクシングジムのパンフレット』の制作依頼を受け、ボクシングの魅力などが盛り込まれた解説文が提供されると共に、挿入するイラストについては「犬と猫がボクシングをしているイメージでイラストを描いて欲しい」との要望をお聞きしました。

提示されたアイデアを考慮してパンフレットを作成したところ、得意先から「完成したイラスト部分については、こちらからアイデアを出したのだから、共同制作の成果として当社にも著作権があるよね」と言われています。

このようなケースの場合、著作権はどうなるのでしょうか？

回 答

2人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与分を分離して個別に利用できないものを「共同著作物」といいます。しかし、今回の相談のようにアイデアを示しただけの得意先は、イラスト自体の創作に係わっていないため著作者とはいえません。したがって、今回制作したイラストは共同著作物といえず、著作権は制作者である貴社単独のものであり、得意先には権利はない、ということになります。

仮に、得意先もイラスト自体に創作的な表現を加えて完成させた場合は共同著作物となり、著作権も共有されることとなりますが、共有である著作物を利用する際には、他の著作者（著作権の共有者）の合意が必要といった条件があるので注意が必要となります。

解説・注意点

1. 「共同著作物」とは

① 2人以上の者が共同して創作した著作物であって、
② その各人の寄与分を分離して個別に利用できないものを「共同著作物」と呼びます（著作権法 第2条 第1項 第12号）。

① 2人以上の者が共同で創作したこと

各人の寄与が創作性のあるものでなければなりません。イラスト制作過程での依頼者の関わり方や関わる度合いによっては、依頼者と制作者との共同著作物といえる場合もありますが、共同著作物になるかどうかは、それぞれの関与の実状に照らして判断することになります。

例えば、2人以上で交互に描き完成させたイラストは共同著作物となり得ます。しかし、今回の相談のように、単にアイデアや要望のみを示した得意先は「創作した者」とはいえない、と一般的には解釈されています。よって、相談のイラストは共同著作物にはなりません。

② 各人の寄与分を分離して個別に利用できないこと

誰がどこを分担すると決めずに共同で描いた場合など、それぞれの人が表現した部分を明確に区別できない場合のことです。

例えば、今回相談のパンフレットのケースでは、イラストと解説文が一体として作成されていますが、組み込まれたイラスト部分は、解説文とは明確に分離可能なため共同著作物にはなりません。



※「歌謡曲」は、歌詞と楽曲が一体となっているので“共同”著作物と思われがちですが、例えば、歌詞は歌の詩集、楽曲はカラオケの音源として、それぞれ分離して利用できるところから共同著作物とは言えず、“結合”著作物と呼ばれます。

2.「著作権の共有」とは

著作権の共有とは、1つの著作権を複数の人が一緒に持っている状態のことです。前項で説明した「共同著作物」においては、創作に寄与した人全員が著作者となり、著作権（及び著作者人格権）が共有されることになります。

なお、「著作権の共有」となるケースには、著作権者が死亡し相続人が複数いる場合や、契約や合意によって複数の当事者間で共有される場合などもあります。

3.「著作権の共有」の場合の注意点

著作権が共有となった場合（共有とした場合）には、各共有者自身が権利を行使（複製や改変等を含む）する場合であっても、他の共有者の合意が必要となります（著作権法 第65条 2項）。

なお、各共有者は「正当な理由」がない限り、合意の成立を妨げることはできない（著作権法 第65条 3項）と規定されていますが、合意形成の交渉時においては、当事者間で「正当な理由」の解釈をめぐる争いが生じる恐れもあります。

（判例）東京地裁 平成11年(ワ)第7209号
著作物発行同意請求事件

共同著作物である経済学書籍の利用について、「本件書籍は、執筆から4年も経過し、社会経済情勢の変化によって内容が陳腐化しており、学問的に見直しが必要と感じているので版を重ねることは望まない」といった被告（経済学者）の事情等を勘案し、「被告には、本件書籍の増刷、韓国語への翻訳を拒むについて『正当な理由』があると解するのが相当である」とした。

今回相談のケースでは、仮に、契約等により得意先と著作権を共有することにした場合、貴社も得意先も著作権者ということになりますが、得意先単独（若しくは貴社単独）の判断では、複製や改変などができないので注意が必要です。

例えば、今回制作したイラストが汎用性のあるデザインだった場合であっても、貴社は、他の得意先の印刷物に勝手に利用することはできず、得意先の合意を得る必要があります。また、得意先が貴社以外の印刷会社にパンフレットの増刷（複製）を依頼する場合、得意先は、著作権者でありながら貴社の合意が必要、ということになってしまいます。いずれの場合も双方の利益が相反するため、利用に際してお互いの主張が噛み合わないケースもでてくるでしょう。

アドバイス

契約などによって複数の当事者間で著作権を共有するケースもあり得ますが、その著作物の利用には他の共有者の合意が必要という制約により、将来の利用における足かせとなる可能性があります。そのため、得意先から「著作権を共有にして欲しい」と言われたからといって、安易に共有とすることは避けた方がよいでしょう。

仮に、著作権を共有とした場合（共有となった場合）には、将来のビジネスを想定した上で、複製や改変を含む利用条件等について、著作権を共有する各権利者と予め取り決め（可能な限り書面による契約）をしておくことが大切です。

（参考サイト）※タイトル名（下線部）で検索してください

- ・「著作権テキスト」文化庁（10頁の③共同著作物を参照）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/92466701_01.pdf
- ・「共有著作権に係る制度について」文部科学省
https://www.next.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07071007/005.htm